

平成 31 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 31 年 2 月 14 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 31 年 2 月 14 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 新規事業説明

- (1) 可児御嵩 I C 隣接流通・工業団地開発事業について

2. 報告事項

- (1) 可茂聖苑新火葬場の概要について
- (2) 株式会社ダイセキ環境ソリューション（仮称）岐阜リサイクルセンターの建設
工事に関する経過報告について

3. 協議事項

- (1) 岐阜県議会からの意見書の提出について
- (2) 委員会視察について

5. 出席委員（8名）

委員長	板津博之	副委員長	大平伸二
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	酒井正司
委員	伊藤壽	委員	渡辺仁美

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡辺達也	市民部長	杉山修
経済政策課長	高井美樹	環境課長	杉山徳明
可茂衛生施設利用 組合事務局長	佐合清吾	可茂衛生施設利用 組合専門対策監	青山光治

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田上元一	議会事務局 議会総務課長	梅田浩二
議会事務局 書記	松倉良典	議会事務局 書記	林桂太郎

○委員長（板津博之君） お待たせをいたしました。

定刻前ではありますが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、新規事業説明、(1)可児御嵩インターチェンジ隣接流通・工業団地開発事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（高井美樹君） おはようございます。

そうしましたら、お手元の資料、本日1枚お配りしております。建設市民委員会資料1というところで御説明を申し上げたいと思います。

当該事業につきましては、12月の予算決算委員会において8,200万円の債務負担行為の関係で簡単に御説明申し上げましたのと、一般質問において川上議員のほうからも御質問をいただきまして、おおむね概略につきまして少しお話をさせていただいているところでございますけれども、本日改めてこの資料に基づいて御説明申し上げたいと思います。

まず該当地につきましては、下のカラーの写真のとおり可児御嵩インターチェンジの出口の北側に広がる一帯の農地です。面積につきましては、赤線区画内が約19ヘクタールというところでございます。この赤線のところにつきましては、まだ今、地権者の役員の方も含めまして、あと地権者の御意向も含めまして、これは今回予算でいただきます基本設計の中で地元の方と調整しながら、最終的にはこの外枠なり計画区域を決定していくものでございますので、これが決定というものではないことだけをお一つ御了解いただきたいと思っております。

2番の経緯につきましては、既に皆さん御存じのとおりでございますけれども、まず平成24年にイオンモールが当該地に出店をしたいというような意向が示されました。地元のほうが、このイオンモールの出店を合意されまして役員会を発足されておられます。

以降、市のほうに区画整理事業に関する技術援助申請というものもされましたので、こういったことをいろいろ協議をしましてまいりましたけれども、残念ながら、ここに書いてありますとおりイオンが出店意欲減退し、最終的には出店を断念されたというようなことでございます。

地元の皆様としては、イオンモールを受け入れるということで、ある程度皆さんまとまっておられたところでありましたので、市に対して平成29年5月には、この当該地の土地利用の有効活用策について御相談等があったというところなんです。

これを受けまして、市のほうでは平成29年度の予算で、やはりこの当該地は埋蔵文化財があったりとか、亜炭層等いろいろ地質調査をいたしました。あわせまして区画整理事業による可能性も調査をしたというところでございます。

あわせまして、私どもの観光経済部におきましても、商業等の可能性は探ってまいりましたけれども、なかなかこれだけの面積を使った大型商業用地を誘致するというのは非常に困

難であるということから、じゃあ工業団地の可能性はないのだろうかということ、たまたま岐阜県において、平成 29 年度工業団地開発可能性調査というのを年間で5件ほど採択しながらやっていただく事業がありましたので、これに手を挙げましたところ、県のほうで御採択いただきまして、コンサルタントが入った可能性調査をしていただきました。世に言う基本構想というようなものに近いものをここでやっていただいたというものでございます。

これを受けまして、平成 30 年 6 月に地権者総会で、今申し上げましたような区画整理事業の可能性であったり、埋蔵文化財の調査結果、亜炭層のボーリングの調査の結果、それから我々の工業団地の可能性調査の結果というものについて、地元について御説明をしたところでございます。

その結果、工業団地の土地利用について平成 30 年 7 月に地権者、当時は区画整理の発起人会という形でございましたけれども、この会の中で 82 戸の地権者アンケートをとられた結果、約 9 割の方が工業団地の造成についても賛成というような御意向が出たというところでございます。

こんなようなことで、区画整理発起人会から、平成 30 年 8 月に地権者の開発委員会ということで名称を改称されまして、そちらから市長に対して工業団地での開発要望書が提出されたということでございます。

以降、我々も地元の開発委員会の役員さんと定期的な意見交換を通しまして、現在に至っているところでございます。

3 番ですけれども、債務負担行為を 12 月に御説明申し上げましたもので、この 3 つの予算を使って当該事業における事業費であったり、詳細なところをここで詰めていくという委託調査を今回お願いしているところでございます。1 月に入札によって業者が決定いたしまして、この 3 つの作業は既に開始しているところでございます。

地権者の概要につきましては、農地全体含めて 81 人でございます。

家屋移転等、約 18 件と書いてありますけれども、うち居宅が 4 件となっております。あとは農作業小屋であったり、ビニールハウスで農業を営んでおられる方とかそういったもので 18 件というところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、この先ほど申し上げました委託調査を進めながら、市として最終的な事業費を算出したりとか、家屋移転の方については、やはり今お住まいの方が立ち退きという形になるので、ここは誠意を尽くしてお話をしながら進めておりますけれども、移転先であったりという前に、まずどれぐらいの移転補償費になるのかというのをこの家屋権利関係調査業務の中で調査をしていきます。

我々は、事務的にかかわってきた人間としては、なかなかこの辺の期間が読めないところですけど、なかなかの調査の期間がかかるものでございまして、家屋移転の調査だけでも約半年ぐらいの調査がかかるというようなところでございまして、こういったところできるだけ早く事業を進めたいという思いはありますけれども、この辺の調査結果を待ちながら経費を出し、地元等の役員会が設立されておりますので、そこを通して地権者の皆さんに進捗

状況等を御説明しながら進めてまいり所存です。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 亜炭層のボーリング調査云々という記載があります。ここは有名な亜炭鉱がいろいろとその後、被害をもたらしているところですが、この亜炭層のボーリング調査について、細かいことは要らないです。どれくらいやったかということと、後々重量物が載ったり、構内道路をつくったりとか、いろんな形で農地とは全然違う荷重がかかることが考えられていて、工業団地を予定しているわけなので、後でこちらの開発の過失責任が出ないような、そういう担保はとれているのかどうなのかということと、東海環状自動車道との関連については、データ照会なんかをしたことがあるのか、その辺、入念にやったかどうかをちょっとお聞きしたい。

○経済政策課長（高井美樹君） 平成 29 年度に行いました埋蔵文化財の調査と亜炭層ボーリング調査等につきましては、建設部のほうからこの建設市民委員会において、ちょっと月数は忘れましたが、御説明を既に申し上げているところでございますけれども、亜炭層につきましては国道 21 号バイパス沿いに亜炭層が 2 層あるわけなんですけど、浅い層が 21 号線沿いに存在しているということ、それから名鉄線の奥のほうですね、要するに北側のほうについては浅い第 2 層というのは存在をしない。これは、ボーリングの中ではっきりと調査結果でわかっていると。

第 3 層というのが深度が大体 50 メーターから 60 メーターにありますけど、これについては今回の亜炭層の調査では 33 メーターぐらいまでしかやっていないんですけれども、国土交通省が既にやっているものであったり、県がやっているものの中でも、第 3 層については名鉄沿線沿いの北のほうも存在は一部においてはあると思われるとなっております。

一般的に可児市というのは非常に地盤がかたいと。これはいわゆる砂岩というものがあって、大体掘って 5 メーターもするとかたい砂岩が出てきて、一般的にボーリングしたときに、支持層というのも 5 メーター、6 メーターで N 値 50 という、最高、全然問題ないというところに出てくる地盤がほとんどです。

ということで、第 2 層がある 21 号線バイパス沿いの部分については、少し考慮しながら計画を考えていくというのが、この基本計画の中でどういうふうに捉えていくかというところなんです。

あと、東海環状のデータというのは、例えばどのようなお話をさせていただけばよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） あそこを国土交通省のほうが何かあっても困るからといって、何十億かけて、相当な金額をかけて、下をばんばんにみんな固めちゃって、固めた地盤改良した上に国土交通省の東海環状自動車道のインターチェンジの基本構造を載っているというふうに聞いたもんで、当然それをやる前に調べたろうし、こちらの持っていないデータも向こうにはあるだろうから、そういうものはどうですかとって確かめたのかなということなんです。

○経済政策課長（高井美樹君） 昨年度、産業振興課のほうで亜炭層全体の調査を取りまとめております。その中で、国土交通省であったり、御嵩町さんが持つておられるデータも含めて、全体を収集しているというところでございます。

○委員（川上文浩君） 本当によろしくお願ひしたいなと思うんですけども、過去の事例を見ると、櫛ヶ丘の開発がうまくいかなかったとか、きのうアオキが広見でオープンして、きょうはゲンキーがオープンするみたいで、あそこももともと、もとはいろんな商業地が出たかったんですが、後から農業振興地域がかかってできなかったみたいな経緯もあるようなこともありますし、そういった意味では、この 19 ヘクタールが大きくまとまっているというのは非常にレアなケースですので、より慎重にということと、あとは物すごく難しいと思うんです。ハードルが高くて、そんな簡単に多分いくわけじゃないというのもわかっていますし、いろんな諸問題があるので、ぜひうまくいくように、今、先ほど課長からあったように、地元の役員の方とか地元の方々とか、いろいろ相談しながら、慎重にかつ迅速にということか、非常に難しい取り扱いになると思うんですけども、ぜひ 19 ヘクタールというものを何かいい方向に導いてもらいたいと思うんですけども、僕から 1 点質問したいのは、御嵩町の土地が一部入っています、この 19 ヘクタールの中には、これでいくと、どこかというのは、よく線がないのでわからないんですけども、このインターチェンジに、高速道路にひっついてということになるんですけども、これを含めて御嵩町との協議、それから御嵩町との協力体制というものは、現状とこれからどうなっていくのかということをちょっとだけ教えてもらいたいと思います。

○経済政策課長（高井美樹君） 御説明申し上げます。

御嵩町の分は、皆さんのお手元でいうとこの升目が、田んぼがある 4 つぐらいの分になります。約 1 ヘクタールぐらいだったというふうに記憶をしておりますけれども、当然この中に可児市の市道と御嵩町の町道が接続する形で入っていたりしています。

そんなことで、まず御嵩町の地権者の方も、この皆さんで集められた開発委員会には一応皆さん賛同をしておられます。この前も御嵩町の代表の方が役員で来ていただいて、その役員の方も入っていただいた中で我々も意見調整をしているというところでございます。

御嵩町役場のほうにつきましては、当然、ここの可児市の市道と御嵩町の町道が接する部分というのを拡幅したりとかそういったところが出てきますので、もう既に御嵩町のほうにはお邪魔をいたしまして、こんな計画があつて拡幅等のときには御協力をということで、当然その辺の金銭的な負担の分というのは出てまいりますけれども、この辺のところについても、当然調整をしていくということで、ある程度、御嵩町の上層部のほうにまで話が通った形で、可児市がこうやって動いているよというところは伝わっているということで、あと既に今回も測量等が入ってきますので、この辺も御嵩町の建設関係の事務方のほうにも、測量関係とかいろんなところで既に調整をお願いしているところです。

○委員（川上文浩君） 私も以前、土地区画整理ということに関して御嵩町の建設部長さんとは何度かお話をさせていただいた中でいうと、なかなかちょっと協力がそのときは難しかった

たという話ですけれども、これはもし進むということになってくれば、やはり道路の整備というのは建設部と一緒に考えてもらわなくちゃいけないんですけれども、やはり御嵩町側へも可児市とつながるような、この東海環状自動車のアンダーパスをうまく利用した、あるいは生かしたような都市計画道路、きちっとした幅のある道路がしっかりと御嵩町側へもつながっていく、御嵩町もこれで庁舎移転がこちらのほうになりましたので、そういう意味ではよく相談してもらって、より機能が上がるようにお互いに、表だ裏だなんていうことを考える方もお見えになるようですけど、そうではなくて、後々使いやすいように、できることはしっかりと協力してやっていっていただければお互いによくなる話だと思いますので、その辺のところはしっかりとお願いしたいなと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに発言。

○委員（酒井正司君） 先ほど県に手を上げて5件ほどの中で採用されたということ、ざっくりでいいですから、どういう理由で採用されたかということ、それと今後、県がどういうふうにかかわってくれるのか、交付金なんかでも多少とか、今の道路の話もありますが、何かそのかわりについてざっくりしたところを聞かせてください。

○経済政策課長（高井美樹君） 県は、今のこの可能性調査以降も専門家によるアドバイザーを派遣していただきまして、この我々の計画とか現地を見ていただきながら、こういったところに注意するといよいよとか、そういうのを事前にいただけるような専門家の派遣の予算をつけていただいて支援をしていただいております。

補助金とか金銭的な分について、今、精査をしておりますけれども、なかなかこういった事業に対する補助というのは、現時点ではないというところかなあと考えています。当然、国・県補助も含めてということになります。

ただ、道路事業等については、まだまだこれからこの基本設計の中で道路事業でやれるのか、この開発行為の中でやるのかということところは精査をしながら、道路事業で市道認定というふうであれば、その辺、補助申請というのは可能になってくるので、我々も何とかもらえるものはもらいたいということは突き詰めながら、建設部とも調整しながら進めていきたいなあとというふうには考えています。

あと、ソフト面でのサポートについては、やはり県の力なくして企業誘致というのは進んでいきませんので、この開発を進めていく中でもコンサルタントの意見も聞きながらやっていく、当然、委託調査の中でやっていきますけれども、もうちょっと違う視点から見ていただくという意味では、県の方の意見をちょっと、第三者の目を入れながらやっていきたいと思っていますし、あと企業誘致の部分では、岐阜県のほうも、今はもう県内に工業用地がもうない状態になっています。今、西回りのほうで少しずつ、6ヘクタールとか4ヘクタールとか小さいのができていますけれども、やはりここに対する期待が非常に高くですね、というのは山林とかそういうところではないので、工事自体は早くできるだろうと。

あと、川上委員がおっしゃった農地転用とかそういった部分をいかにクリアするかということところはありますけれども、そういった意味では非常に期待いただいておりますし、企業誘致

の分でも、既にやはりこういったところの部分も県のほうも、ちょっと事業所名を申し上げることはできませんけれども、いろんな意味でPRを既にさせていただいておりますので、やはり企業誘致は県のバックボーンがあるというのはやっぱり全然信頼度が違うので、ここは県のお力をかりながら一緒になって進めていくということで、県のほうからも大変期待をさせていただいている土地です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時18分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項、(1)可茂聖苑新火葬場の概要についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（佐合清吾君） おはようございます。

日ごろは可茂衛生の各施設の運営に関しまして御理解と御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は新火葬場の説明ということでお時間をいただきまして、よろしく願いをいたします。

それでは、資料2に基づきまして御説明申し上げますのでよろしく願いをいたします。

経緯につきましては記載のとおりでございますが、現火葬場につきましては昭和44年に建設いたしまして、その後、昭和58年に改築を行いました。昭和58年から既に35年が経過したということで老朽化も進んでおりますし、今後、高齢化社会ということで火葬件数も増加するという事は間違いのないということで、新たな施設を整備するということを検討してまいりました。

施設の整備につきましては、PFIの手法を取り入れまして運営事業を実施しているところでございます。なお、事業名につきましては、可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業ということでございます。

受注者につきましては、目的会社でございますが、PFI可茂サービス株式会社でございます。構成企業は5つございまして、代表が大日本土木株式会社でございます。可児市の業者では、小池土木株式会社が参加しておるということでございます。

3番目の場所ですが、現火葬場がございまして、その現火葬場から北西へ150メートルほど上がったところの蜂屋というところになるわけですが、そこに移転するというところでございます。なお、土地につきましては、可茂衛生で事前に所有していた土地と、あと現可茂衛生と美濃加茂市と土地交換をいたしまして取得する土地をもって事業地に充てておる

ということでございます。

事業方式につきましては、先ほど御説明申し上げましたPFI手法ということございまして、その中でも事業者が施設の設計から建設まで行いまして、その後、完成しましたら組合のほうへ施設は移管を受け、その後、目的会社のほうで維持管理運営をしていくというBTO方式を採用しておるとのことでございます。

期間につきましては、平成29年3月から平成46年3月までということで、建設期間に2年かかっております。現火葬場の解体につきましては、平成31年度早々に着手するということが計画をいたしておるところでございます。

運営につきましては15年間ということで、平成45年度まで運営をお願いするという事業でございます。

1枚めくっていただきまして、契約金額でございます。

これにつきましては55億3,400万円強でございますけれども、全体でそれだけのお金、建設から解体、後の15年間の運営につきまして合わせるとその金額を予定しておるところでございます。

7のスケジュールでございますが、4番目のところですね。平成31年2月下旬を一応竣工予定としておりまして、ただいま急ピッチで内装等をやっておるところでございます。

稼働につきましては4月1日を供用開始というふうに決めておりますので、施設の引き継ぎという形で1カ月ぐらいの準備期間をおいてスムーズに移行していきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、1月末の進捗率がおおよそ90.6%ということでちょっとおくれぎみですが、何とか間に合うような形で今急ピッチでやっておるところでございます。

なお、先ほども御説明申し上げました現火葬場につきましては4月以降に解体ということで、更地にいたしまして、これは先ほど申しました美濃加茂市との土地交換を予定しておりますので、更地にして美濃加茂市に渡すということになっております。

あと、最終的に先ほどの運営期間が15年ということで、平成46年3月末までを今回の事業の期間ということになっております。

8番でございます。

施設の概要でございますが、敷地につきましてはおおよそ2万8,000平米ほどで、建物としては火葬棟と待合棟という2つの大まかな棟に分かれてございます。

構造につきましては、火葬棟がRC、鉄筋コンクリートでございます。待合棟につきましては鉄骨造でございます。

火葬炉の基数でございますが、ただいま、現火葬炉は8炉が人体炉で、1炉が動物炉という形で運営いたしておりますが、新しい施設につきましては人体炉が11基、動物炉が1基ということで、基数もふやしておるところでございます。

あと、待合室でございますが、ただいまの現火葬場につきましては待合室が少ししかございません。ほとんどお願いしておるのは無料で使えるロビーで、人数が12人までというよ

うな利用になっておりますので、こちら辺を何とか解消したいということで、火葬炉と同じ部屋数を準備するという事で11室ということになっております。

お別れ室につきましては、炉前でございますけれども、6室ございます。

あと、駐車場につきましても30台ほどしかとめられないということで、非常に昼からの混雑時には車がとめられないというような事態も起こっておりますけれども、今回は103台ほどはとめられる駐車場を準備するという事で整備いたしております。

なお、お手元の資料にカラー刷りのほうをお配りしております。

1枚めくっていただきましてカラー刷りのA3の横ですが、施設のコンセプトと書いてございます。

これにつきましては、火葬棟につきましてはこういう施設でございますので、厳粛な感じを持たせるということで、そういうことをイメージしたつくりになっております。待合棟につきましては、安らぎとか温かみのあるとか快適性をどちらかという優先したつくりになっております。管理ゾーンにつきましては、11炉でございますので機能性を持たせまして、作業のしやすい環境を整えるということで計画をいたしておるところでございます。

なお、方針3というところに書いてございますが、火葬棟と待合棟は全て1階に置きました。動線をわかりやすくするという事で、誰でもぱっと見ればわかるというようなゾーンングといたしておるところでございます。

また、方針4でございますが、こういう施設でございますので、なるべく周りに溶け込むような形を考えておまして、景観に調和したということで御理解いただけるような形のつくり込みになっておるところでございます。

それでは、裏側のほうを見ていただきますと、これは配置図になります。

先ほど申しました、この配置図の下のほうが現火葬場があるところでございます、150メートルほど下でございますけど、この白く塗ってあるちょっとTの字っぽいような形になっておところが、先ほど申しました下のほうが待合棟で、四角く、ちょっと台形っぽいですが、そこが火葬棟ということになっております。あと上のほうにつきましては駐車場という配置になっております。

それでは1枚めくっていただきまして、これもカラー刷りでございますけれども、私ども可茂衛生のほうで広報紙として「クリーン可茂」というのを年に2回ほどつくって配布しておまして、各戸に渡っておるかなあとお思いますけれども、これにつきましては、今の聖苑と新しいのはどうなったのか、どう変わるのというようなことをどちらかというテーマにつくり込んでございまして、参考でございますけれども、見ていただきながら御説明させていただきます。と思っております。

まずは、新しいところの入り口が変わります。現在のところは、前平公園の手前のところから左に入って行くということでございますが、今回の新しいところにつきましては、前平公園を越えまして坂を下ったところに入り口を設けましたので、そこから入っていただくということで、現可茂聖苑と新しい可茂聖苑は行き来はできませんので、入り口が変わります

よという御案内。あと、施設の配置につきましては、先ほど御説明した中で重立ったところを、これパースでございますけれども、つけておるところでございます。

右のほうへ行っていただきますと、2番目のところ、料金が変わりますというところがありますが、ただいまの火葬炉の使用料につきましては1体1万円でございますけれども、今回、料金のほうを見直すということで1万3,000円に決定いたしております。これにつきましては、待合室を各炉に対応できるように確保したということで、待合室を利用させていただくと、ただいまでも2,000円お支払いいただいておりますという状況でございますので、今回改定に当たっては、皆さん、炉を使われる方は全て待合室も利用できるということで1万3,000円とさせていただきますところでございます。

なお、式場が現可茂聖苑では、告別式と通夜式ができる式場が待合室の隣にございますけれども、今回の新しいところにつきましては、式場は設置しないということでございます。

それでは1枚めくっていただきまして、写真でございますけれども、1月の末に撮った写真でございます、建物の外側はおおむね終わっておりまして、外構とか植栽とかそこら辺をメインに外側、周りはやっております、中につきましては内装をやっておるところでございます。

また、3月4日に可児市議会のほうで視察においでいただけるということでございますので、そのときには中のほうも、炉とかそこら辺のところも見ていただけるんじゃないかなあというふうに思っております。

なお、新しい施設の開場式を3月16日の10時から予定いたしております、その日のお昼1時から3時までの間は、特にここの地域の地元の方に内覧会という形で御案内申し上げます、見ていただける機会をつくってございます。しかし、ほかの地域の方でも、その時間帯に来ていただければ一緒に見ていただくことは可能というふうに対応させていただく予定でございます。

ざっと簡単でございますけれども、今の新火葬場の経緯と進捗状況について御報告申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

今、事務局長のほうからも終わりがけに御案内がありました、3月4日に建設市民委員会で視察に行く予定としておりますので、これは後ほどまた皆様に御案内は申し上げます。

それでは、ただいまの説明につきまして、質疑のある方ございますでしょうか。

○委員（川上文浩君） まず1点は、これはB T O方式なので契約というか管理を移動しますよね。それというのは、いつ契約されて、いつ引き渡しになるか。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（佐合清吾君） 施設につきましては、75%の建設費につきましては、平成30年度の予算で処理するというところでございますので、施設の所有権につきましては、3月20日に検査を予定しておりますので、検査終了で合格であれば、所有権はそこで移るということでございますけど、運営につきましては4月1日から、ここの目的会社でございますけれども、P F I 可茂サービス株式会社のほうで4月1日から運営してい

ただくということでございます。

○委員（川上文浩君） それともう一点なんですけれども、人体炉 11 炉、動物炉 1 炉ということで、告別室みたいなものがあるみたいだけど、時間はやはりそれほど長くはかからないと思うんですけれども、動物炉を利用される方々の控室とか待っている間の場所というのはどのように考えておられるのか。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（佐合清吾君） 動物につきましては、現火葬場ではお持ちいただいてお受けするという形で、細かいことを言いますと、すぐには火葬できませんので、冷蔵庫ですね、そういうところに入れて、ある程度まとめて火葬させていただくということでございます。

新しいところにつきましても、お受けするときにやっぱり、どうしても今はペットは家族と同じぐらいの感覚で思ってみえる方が多いですので、持ってきました、はいというのでは、ちょっと心情にはそぐわないというようなこともありまして、多少は供養というか、そういうことができるような施設をつくったということで、多治見市のほうも見に行きましたけれども、簡易なところがございますけど、線香等を上げられるような形の簡易なところはつくってございましたので、私どももそここのところについては十分考えながら対応していこうかなあと考えておりますけど、控室までは御用意はしておりません。

○委員（川上文浩君） ごめんなさい。それは前に聞いたような覚え、まとめて火葬するというのは聞いたような気がしてごめんなさい。となると、ペットの骨というのはどうなるんですか。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（佐合清吾君） ペットの骨につきましては、収骨したいと言われる方がお見えになりますけど、ペットにつきましてはやっぱり個々で火葬するわけにはちょっといきませんので、これについては御同意いただいて、何体かまとめてさせていただきますので、収骨はできませんよということで、どうしても収骨したいという方は、民間の土岐市とか関市にございますので、そこはありますよというような御紹介はさせていただきますけど、私どもではちょっとできませんよという、事前にお話をさせていただいておるところでございます。

○委員（川上文浩君） 済みません、細かいことを聞いて、わかりました。

だから、やっぱり土岐市にあるところは収骨されたい人が見えるので、物すごい数がというのがよくわかりました。結構です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑のある方。

○委員（亀谷 光君） 使用料の件なんですけれども、私のほうは西可児のほうで尾張北部聖苑というのがあるんですが、この料金体系なんですけれども、尾張北部聖苑とのバランスはあれなんでしょうか。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（佐合清吾君） 尾張北部聖苑が今幾らで料金を徴収してみえるかというのが手元にございませんで、ちょっとお答えできませんけれども、極端なお話をいたしますと、日本全国では火葬料ゼロ円というところもございます。高いところも当

然ございます。私ども、今まで1万円をお願いをしておったところでございますけれども、おおむねここら辺の水準というのは確認させてもらっておりますけれども、極端な話、そういうところもございますので、一概にはちょっとどうなのかというところは比較というわけにはちょっといかないかなあとと思いますけど、ここには書いてございませんけど、管外ですね、ここでいきますと可茂管内の中でも白川町と東白川村は管外扱いになります。その2つのところは御自分のところで火葬場を持ってみえますので、今回のところには入ってございませんので管外扱いになります。

管外扱いは、やっぱり今のゼロ円の話ではございませんけど、やっぱりかなりの差をつけてみえます。5倍、6倍とかそこら辺。私どものほうは5倍の金額の差をつけさせていただいておるといことでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと変な想定で恐縮です。

最後に、災害にも強い施設づくりという施設コンセプトが書いてあります。方針5、これは大変結構なことではいいんですが、何せ災害が想定を超える、想定を超えて想定せよというのが今の国の方針だそうですけど、そういう状況下のもとで、実質に震度6強ではなくて、いわゆる震度7クラスがあり得ないわけじゃないですよ。

それで、つくった、しばらくよかったんだけど、そういうのが不幸にして来ちゃったという場合に一定の被害が出た。被害が出たのを復旧して、もとへ戻して正常な機能を果たせるようにしていくまでの必要なコストとかそういうのはどういうふうな仕組みで対応していくことになるわけですか。

契約をもう一遍し直すとか、かかる費用のコストを総額出しておいて、見積もって、そいつをまた分担し合うというような関係になるんでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（佐合清吾君） そういう有事のときでございますので、これにつきましては目的会社のほうと協議しながらという形になろうかなと思います。

ですので、今の段階でどうするかというところまでは細かくはつくり込んでいないところでございますが、あとは本当に大丈夫なのかということも心配ということでございます。

建物につきましては当然、新耐震基準でございますので十分耐えられるということでございますが、設備につきましては、よほどのことがない限りは火葬には影響出ないということで、特に今回ガスに変えました。ガスにつきましては、皆さん御案内のとおり、いろんなところで大地震が既に起こっておりますけど、ガスの中でも、私どものほうへ引いてくるガスについては中圧エリアということで、非常に堅固なものであって、過去の大地震のところでは破損はなかったということでございますので、火葬についてはおおむね問題はないというふうに思っております。

あと、電気につきましても、御存じのように電気は一番早く復旧しますので、そこら辺のところも多少のタイム的なずれはあろうかなと思いますけれども、一旦に壊れてしまおうとかそういうことはございませんし、あと11炉ございます炉につきましても、これは取りかえ

ができるような形でそれぞれセパレートになってございまして、いざというとき、何か一つでも壊れたらその部分を取りかえるというようなことも可能になるということで、それぞれがリスクを考えてつくっておるということでございます。

なお、万が一の場合は、お互いが融通し合うとか、そういうような炉メーカーの中で、日本には多分3炉メーカーぐらいしかないんですけれども、その中の一つがここのメーカーで、宮本工業所というところが炉メーカーでございます。そういうところもございまして、リカバリー的なところもここの会社ができるということでございますので、有事のときにはいろんなことを考えながらではございますけれども、しっかり対応していきたいというふうを考えておるところでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時44分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、株式会社ダイセキ環境ソリューション（仮称）岐阜リサイクルセンターの建設工事に関する経過報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしく申し上げます。

お手元の資料3をお願いいたします。

前回御説明させていただきましたのは、12月11日の建設市民委員会でございます。その時点で12月1日現在の御説明をさせていただいておりますので、改めまして2月1日現在で進捗状況等を御説明させていただきます。

まず、前回も少しお話をさせていただきましたが、平成30年12月10日に岐阜県の立入調査がございました。コンクリートの厚み等の立ち入りを実施しておるところでございます。

続いて、12月11日に冒頭御説明させていただきました建設市民委員会の工場の見学をいただいております。翌日には、可児市環境審議会が視察をさせていただいております。

明けまして1月17日に、我々環境課だけですけれども、工場の試運転をやっておるところにお邪魔をさせていただいて、個別の騒音とか、あるいは粉じん等々の発生状況、あるいは試験状況、監視状況というのを視察をさせていただきました。2回ほどやらせていただいて、1月17日には分別棟、ごらんになっていただいたところの一番最初の棟ですね。ダンパーカーが上に上がって行ってダンプアップをして流動調整、いわゆる破碎をしてコンベヤーに載せていくという現場の騒音状況、それから粉じん状況を確認しました。

個別にお話を申し上げると、やはり工場内については騒音は当然出ますし、粉じんも出ま

す。対応として、その騒音が外に出ているかどうかというところの確認も含めまして実施しました。今回実施された内容でいきますと、一番かたい岩質、ほぼほぼ出ない岩質が採石場にありましたので、それを持ってきて、粒径の 80-0 というものを持ってまいって破碎をしたということで、我々も今までで確認した以上の音が出ております。

本来そんなかたい岩質というのはなかなか出ないので、マックスだろうということで騒音の確認をしました。敷地境界では若干音が高い状況があるかなあというふうに感じました。ただ、1つの状態ですので干渉し合う音がないですので、どこまでということはまだ申し上げるところの時点じゃないと思いますけれども、そういった騒音の確認をしました。

また、粉じんについても、現場において場内ではやっぱり粉じんが出ます。しかし、閉鎖空間をつくっていることで、その粉じんが外に出ないということ。そして、今回、改めて確認できたのは、ミストといいまして、粉碎する手前でミストをかけて湿潤状態を安定化することで粉じんが出ないようにできるだけ整えてみえるということがよくわかりましたので、次回御説明させていただきますけど、操業後にはもう一度見ていただくということになっていきますので、そのあたりも会社の姿勢としては非常に細かな対応をして進めてくれておるなということは確認できました。

また、31日には浄化棟というところで真ん中の施設ですね。いわゆる磁選別をして、純度の高い汚染土だけを取り除いて健全な土に浄化していくという施設ですけれども、そこでも確認をしましたが、こちらはやはり粉碎というものがございませんので、音としては一定の音が順次しているねということで、干渉し合うとどうなるか、まだちょっとわかりませんが、この浄化棟だけの試験をしていただいでやってまいりましたので、音についてはそれほど大きなものではなかったなあというふうに感じています。

これ以降、試験については順次やらせていただくということで、2月いっぱいにはそれぞれの試験をやらせていただきますということでしたので、何か異常等があったらまた情報共有しましょうということで、我々の立入調査については1月で終了させていただいております。

あとの情報としましては、3月の初めには施設許可がおりるだろうということが1点、それから、現状、営業活動をされてみえますかということについては、操業前に営業活動をする気はございませんということでしたので、まだ、いつ土が入るとかそういったことについては一切予定はございませんということでした。

いずれにしても、前回の工場へ行って視察いただいたときに、操業後にまた見たいということをおっしゃっていただいたので、我々としても操業開始後、確認しなきゃいけないと思っていますので、また御案内させていただきたいと思っています。

報告につきましては以上でございます。

○委員長（板津博之君） 今、環境課長からの説明でもありましたが、3月の初めに施設許可がおりの予定ということで、操業のほうも具体的にまだ受け入れがないということで、今、見に行ってもいたし方がないということで、視察については、今後また状況を注視しながら、しかるべき時期に委員会でも視察に行きたいというふうに思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、ただいまの報告について質疑のある方。

○委員（川上文浩君） まずは、やっぱりフル稼働になってくるとちょっと事情が違ってくるんだろうなと思いますので、その辺のところは3月の稼働をしてからの話になるというふうに思うんですけど、ちょっと数点お聞かせください。

代表質問のときにポケット線量計をつけていただけるという話になったんですけど、その辺の話はどうですか。

○環境課長（杉山徳明君） 現在、報告書の関係をまとめさせてもらってしまして、まだ正式にどういうふうな形で報告を受けるということは整理しておる最中ですので申し上げられませんが、全ての従業員に線量計をつけるということで、事務所の方もあわせてつけていくということは聞いています。

線量計の報告については、現場ごとにそれぞれ暴露量が違いますので、例えば分別棟と浄化棟でも違うでしょうから、それぞれの作業員の線量計をそれぞれ報告いただいて暴露量を見ていこうというふうに考えておりますし、会社としても、その暴露量のボリュームを一定の数字をもって、たしか0.5マイクロシーベルトだったと思いますけれども、その数字を基準にして従事させないよというのを考えていらっしゃるようですので、そのつもりで私どももおります。

○委員（川上文浩君） その前提として、ずうっとダイセキ環境ソリューションさんの説明とトラックの搬入台数とか稼働とか方向とかというのは、基本的にずうっとの説明の中で、エビデンスでいくとリニア中央新幹線というのが前提であったんです。それが大森の非常口の説明では、JR側は基本的に出さない。瑞浪工区から出てくる分をこちらへ出さないような話がちらちらとJRのほうから聞こえてくるんですけども、これは前提が変わったんですか。

環境課が把握している範囲内でいいんですけども、例えばそういうリニア中央新幹線の関係の前提が変わったのか、それとも、いや、今後、それは反映される可能性はJR側も100%否定はしていないので、それはどういう今、位置にあるのかだけちょっと、我々ちょっとそこが、ずうっとこれ始まってから、伊藤健二委員が一般質問して、すぐに参考人招致して委員会を開いて、次の週に視察に行ったんですね。名古屋市の施設へ行ったときから、もうリニア中央新幹線の残土を処理するとダイセキ環境ソリューション側が言っていたんです、ずうっと事業者側が。その前提はどうなったのかなというのが物すごくちょっと我々も今、多分、伊藤委員もそうだと思うんですけども、ちょっとグレーに包まれちゃっているので、そこをちょっと、もし情報があればいいです。環境課でつかんだ情報があればということで、これは環境課はそこまで把握できないと思いますんで、もしそういう中で何かあるのであれば、住民説明会ではっきりそうやって言っちゃっているのどうなのかなと思ってお聞かせ願いたい。

○環境課長（杉山徳明君） 若干我々がこういう席でお話をするということについてはちゅう

ちよしなきゃいけない部分もあろうかと思えますけれども、私が聞き及んでいるだけの内容でありますと、JRについては汚染土壌を一旦仮置き場で管理をしていくという考え方は、今、川上委員おっしゃったように、そのとおりでございます。

それ以降どうしていくかということについては、まだ我々の中では整理しつつある状態で申し上げることができませんけれども、基本的にはJRは自分の工事が出た汚染土壌を引き続き管理していこうという姿勢は考えてみえるのかなというふうに思っています。

一方、ダイセキ環境ソリューションさんの当初の思惑といいますのは、委員おっしゃったように、リニア中央新幹線トンネル工事の残土を予定しておる、特に汚染土壌を予定しておるということについては終始一貫、今も変わっておりませんので、もくろみとしてはそういうもくろみだろうと思えますけれども、若干、私見でありますけれども、当てが外れておるかなあという気はします。以上です。

○委員（川上文浩君） 言いにくいことを本当に私見も含めて言っていただいて、我々は、でも議会としては、まずその前提があって動いているということはもう事実なんで、議事録を見てもらってもそうですけど。

やはり環境課にお願いしたいのは、公害防止協定もありますけれども、やはり名古屋市の工場はほとんど民家がないんですよ。海に面した名古屋港で民家がないところでガンガンやられて、ある程度自由におやりにできるでしょうけれども、ここは明らかに精密工場がいっぱいあるところと居住区域が近いということなので、やはり環境課として地域住民の環境をしっかりと守っていただくということで、騒音も粉じんも基準値以下なら僕もいい。それは、もう法的には問題ないと思うんですが、やっぱりより高いところから事業者さんに、ダイセキ環境ソリューションさんにも御協力いただきながら、住環境をしっかりと守っていくというような議会と執行部はしっかりと監視と言うと非常に問題はあるんですけれども、チェックをしながらやっていくということだけを確認しながら、今後も所管事務調査の中でいつまで続いていくかはわかりませんが、とりあえずはまだ、やはりフル稼働というものがいつになるかが、もうそうなるかわからなくて、一番怖いのは汚染土の入ってくるフル稼働になったとき、それがどんな種類の汚染土が入ってくるのかという種類にもよってくると思いますし、法的には問題ないと思うものが入ってくるんですけれども、やはりそのところはしっかりとお互いに注視していきたいなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○環境課長（杉山徳明君） 済みません、1点だけつけ加えさせていただきます。

仮にリニア中央新幹線の工事の残土が入らなくても、ほかの汚染土壌というのが入る可能性があると思っていますので、そういう工場ですから。その部分については、おっしゃるように監視体制、それから引き続き整理していかなきゃいけない問題というのがあると思っていますので、操業前にやらなければいけないことは十分準備してというふうに考えていますので、これからも情報についてはお出しさせてもらうつもりでおりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（板津博之君） この件についてほかに。

○委員（伊藤健二君） 騒音の関係ですけど、実測をされたんですよね。かたい岩質を破碎するときに出た音が多分マックスではないかという解釈をして、それが基準値内であったというお話をさっき聞いたかと思いますが、データはどれだけ出たんですか。

○環境課長（杉山徳明君） 実は、ダイセキ環境ソリューションさんが持ってみえた騒音計が等価騒音をはかる騒音計でございまして、基準はL5という、一般環境騒音をはかる方法と若干違う騒音をはからなきゃいけないものでしたので、それを我々が1月17日にお邪魔したときに違いますよという指摘をさせていただいて、現在騒音計を準備していただいている最中です。その時点では、基準の騒音以上のものが出ていますので、多分L5という騒音になれば同じような数値になるだろうというふうに考えています。

若干向こうの会社のほうがミスしているところを、我々がお邪魔させてもらって騒音計の違いを指摘できたということが、先ほど川上委員がおっしゃってみえるような、我々の監視において住民側に立った見方ができたねということでございまして、数値は申し上げる準備をしておりますが、そんなような形でした。

改めて、L5という騒音ですね、規制の基準に合った騒音計で今後やる段階で改めて騒音調査をするという、日常的に騒音がはかれるように簡易なポータブルなものでございまして、いつでもできると思いますので、またはかっていただいて異常があれば、あるいは監視をする音であれば、それは是正措置をしていくということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（伊藤健二君） 環境課長の人間も性格も私はよく知っているつもりでおりますので、あなたがここでちょっとずれた、あえて別に、真実はここにあるけれども、少しこれをカモフラージュして物事を言おうとしているというふうには解釈していませんので、信頼しているので、あなたのそうやってきちっと計測器1つについて、市が認識するレベルと対象企業のほうがずれていますよというのを指摘してやって、正してからきちっともう一遍やるというような、それでいいと思うけど、またそういうずれも含めて世の中にはいろんなさまざまな信じられないことが次々起こってきておるもので、やっぱり必要な事実に基づくきちっとした真相を照らし出していく、公開させていくと。

可児市の基本姿勢は、環境公害問題、あるいは住民の苦情が寄せられそうな対象については、きちっと真相を公開していくというのは基本ですので、もちろん相手があることだから、どの時点でどこまで公表していくかというのは無造作にはできない、慎重さが要るわけですけど、基本は公開をして、議会にもきちっと報告してもらおうということは今後ともぜひ維持して頑張ってもらいたいと思うんですけど、よろしくお願ひします。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について質疑ございますか。

○委員（渡辺仁美君） 細かい点です。

ミストをかけて、要は加水されるということですね。水を処理したのにかけて粉じんが飛ばないようにという処理をするという御説明だったと思うんですけど、名古屋市の工場と違

って、可児市の工場は加水処理をしない処理工法というふうに聞いていますけど、そのミストをかけるというのは、ただ単に粉じんが飛散するのを抑えるためということだと思いますよ。

それと、それに関連して、さっき川上委員も言われたんですけど、名古屋市の工場はでき上がった処理後の処理された土を船に積んで再利用のところまで運ぶというふうに説明を受けたんですけども、可児市での場合は全く違って、またさらにダンプに戻して、それを道路を使って次の工程、あるいは利用する場所に運ぶわけですので、飛散がやっぱり一番気になるんです。そのミストのちゃんとそこで飛ばないようにきちっとしたもの、またさらに乾くわけですから、その運ぶときにはどうなのかということもちゃんと今後見ていく必要があると思いますし、試運転の段階で音と粉じんの飛び方を見てこられたので、周りの住環境の中でのそういった被害状況もこれからしっかりと見ていってほしいんですけども、その点についてちょっと済みません、ミストの点と今後の管理。

○環境課長（杉山徳明君） ミストといいますのは、通常、湿潤のレベルでいいますと数値はあるんですけども、乾いた状態ですと、どんな土でもほこりが立ちますよね。そのほこりが立たないように湿潤状態にする、いわゆる若干ぬらして土を安定させるという程度のものです。御家庭でいきますと、水蒸気を噴霧するという噴霧器ありますよね、あれで土を湿らせる程度というイメージです。

名古屋市の工場については水洗いをするということですので、加水という考え方でそもそもやるものですし、溶液で洗うというようなそういうイメージですし、今回の二野の工場については磁選別といたしまして、ドライな状態で磁石で鉄粉についた不純物を取り除くという仕組みですので、水をかけるという感じではなくて、湿潤を保つというような感じでございます。その湿潤にしたものを処理していくことによって、最後の最後までそういった湿潤を高めるためのミスト噴霧装置が何カ所かに設置してございますので、それによって外に出る土も乾いた状態ではなくて、ある程度湿った状態が出ていくというようなイメージを持っていただければいいかなあというのが1点。

先ほど周りに被害というふうにお話がありましたけれども、被害が出ては困りますので、その前に何らかの形で会社のほうが予防して出ていくというのが本来の形ですので、そういったものは、汚染土壌の処理業の中でいろいろ決まっておるものについては全てをやった上で外に持ち出すということになりますので、その辺は我々も同様に監視をしてまいるというふうに思っています。以上です。

○委員（渡辺仁美君） 12月に視察をしたときに、最後に飛ばないようにミストをかけるという説明を受けなかったような気がしたもんですから、それで確認をさせていただいたんですけども、よくわかりました。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

以後の議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 07 分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、協議事項(1)岐阜県議会からの意見書の提出についてを議題といたします。

皆さんのお手元に岐阜県議会の提出された太陽光発電事業に関する意見書というものをきょう配付させていただいております。

太陽光発電については、当委員会の継続審査というか申し送りの中にもありましたので、こういったきょうは報告ということにとどめさせていただきましても、昨年 12 月議会におきまして、岐阜県議会のほうから、今、配付させていただいた太陽光発電事業の適切な推進を求める意見書というものが提出されましたので、皆様のお手元に配付させていただいたということであります。

内容につきましては読んでいただければおわかりになるかと思いますが、具体的な項目としては、例えば一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への説明とその結果の国への報告を義務づけるなどの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを構築することであるとか、運転開始後について適切な管理を義務づけるなどの法整備を図ること。

または 3 点目としては、豪雨などにより斜面に設置された太陽光発電設備ののり面が崩壊すること等を防止するため、現在、国において協議されている技術基準の見直しを確実に進めること。

最後に、固定価格買い取り制度の終了後、割愛して、太陽光発電設備が放置されるおそれがあることから、管理及び撤去、処分が適切かつ確実に行われるような仕組みを構築することということで、昨年 12 月 20 日付で国のほうに提出をされたということであります。

きょうはこういう情報を皆様にお知らせをしまして、一応、執行部のほうにもほかの各自治体なりの動向も今後注視をしていくように委員会からも働きかけをさせていただきますので、きょうは皆さんこれを見ていただいて、今後例えば可児市議会として、こういった意見書を出すかどうかというところも含めて当委員会でもまた検討していければというふうに思っておりますので、きょうはこれについて特に、もし御意見があればお伺いいたしますけれども。

○委員（川上文浩君） そうなると 3 月議会ということになると、早目に調査・研究していかないとだめということと、今までもこれは何度も何度も委員会の中でも一般質問でも出ていたものを市側の答弁でいくと、これは国にかかわる制度設計の問題だということと、今まではこういった動きにならなかったということです。

都道府県は結構、平成 30 年度に各都道府県議会に出ていますね。あちらこちらで出ているということは、やはり相当、都道府県の中の問題が大きくなってきているということと、

市町村レベルで出しているところもありますし、市町村の中では、とにかく条例整備も含めてしっかりやるようなというか、設置反対決議を出しているところもあるので、いろんな状況の中でどういった方向に持っていくのか、出す必要があるのか、都道府県がやっているから要る、要らないという問題ではないと思うんですけども、明らかにそういった今までの議会の流れの中でも適当と思われなような設置の仕方等もありますし、それは市長がずうっと言っていたように、これは国の制度設計の問題だと、市町村レベルで条例をつくる問題ではないということも踏まえた中できちっとした形で出すなら出すというのであれば、しっかりと出す方向の調査・研究をしてから3月に向けてやるためにはもう早く取りかからないとなかなか難しいんじゃないかなあという、コピーして出すだけのことはやめたほうがいいと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 今の意見に全く賛成なんですけど、県がやるから云々というのじゃなしに、独自の視点で見たときに樺ヶ丘に絡んで、非常に我が事としてあったわけです、この市でね。だから、やっぱりぜひ前向きにこれは取り組むべきだなあと思います。

○委員（伊藤健二君） 何が問題なのかという問題意識を少し深めておかないといけないかなあというふうに思うんです。

可児市内で起きたのは、この委員会でも大体どれくらい今できているのという話をしたら、5つやったか6つやったか7つやったか、ばたばたばたと知らないうちにふえているんですよ。田んぼの中にぼこっとあるやつも、一つありようの問題ではいろいろあるんだけど、農地との関連、ここにも書いてある。それから、山の斜面にやるというのと、塩河のカントリー倶楽部へ入って行く手前のところにとてつもないのがあるね。ああいうのから含めて、あれで本当に水の流れ出ちゃうような問題だとか、下の田んぼが汚損されたりすることはないのか。それから、私はわからないので、ここに書いてある、いわゆる環境汚染の問題というのが指摘してあるんだけど、パネルが壊れたときに環境上の汚染のような問題がどういう形で起こるのか、私はちょっと知識的に持っていないんだけど、一生懸命調べれば多分いろいろ出てくるんでしょうけど、簡単に言うと、この委員会もしくは議員の間で、関心のある人が一緒になってちょっと学習会をやるか講師を呼んで来て、まず聞くなり、こういうパネルが割れて放置されたらこういう問題にもなりかねませんよとか、あと被害の問題でいうと、大風や竜巻等が吹いて2階の屋根から落下したりとかそういうことで事故ったとかいう話だとか、そういういろんなケースも、もうこれだけ普及してきて、いわゆる売電制度ができて10年、2019年問題がこの4月からどーんと一遍に来て、いろいろと営業的側面についても変わっていくんで、環境の問題、営業の問題、それから災害防止の問題、それからこの地域環境という広い視点から見た問題なども含めて、講師が複数要るなら複数考えることも含めて、ちょっと学習会なり認識の一致を図っておく必要があるんじゃないかと私は思いますけど、どうでしょう。

○委員（川上文浩君） おっしゃるとおりだと思いますけれども、基本的にこれは何が問題か

と今まででも出ていたのは、これは建築物ではない、建築基準法のところに入ってこない構造物になってくるので、それに対して、例えば素人の我々が行って、これはいい、これは悪いなんてことは判断できないわけですよね。そういった中で、例えば可児市として条例をつくりましょうといったときに、そのレベルの中で議論した中で、条例づくりの我々は手がつけられないということになりますし、そういう意味ではやはり伊藤委員がおっしゃるように、こういった問題をどう解決していくのかというものの話の中でしっかりと我々も共有していかなくちゃいけないのもあると思いますし、やっぱり今の中で、これは建築基準法から外れる構造物ということなので、やはり法律の範囲内でいくと全て野放し状態という、後からまた網をかぶせるというような話になっちゃうとは思いますが、そういったところを出すのであればしっかりと議論して、特に市内の状況なんかをしっかりと調査した上でやるという方向、今までもこれはずっと出ている問題、突然降って湧いた話ではないと思いますし、そこにはやっぱり法という壁があって、なかなかちょっと手を出しにくい部分もあるし、でも危険だなという、危ないよねみたいなのは、多分我々でいうと素人判断になってしまうので、そういうところをどうクリアしていくかということも踏まえた上で、出すなら出すという方向が非常に市民福祉が上がってくるんじゃないかなとは思っています。

○委員（伊藤 壽君） 今は檜ヶ丘、地番は大森になりますけれども、そこで宅地開発と太陽光発電の設備の設置の工事が両方、相向き合って行われておるわけですが、これは開発にかからないということなんですけど、もう見ればわかるように、もう開発と一緒に、やはりこうした、ここで岐阜県議会が意見書を出しておられるようなこういう懸念が地元でもあるわけです。やっぱり先ほどから出ているように、ここの委員会できちっと調査・研究して、何らかの形で上げていただけたらいいかなというふうに思います。以上です。

○委員長（板津博之君） 副委員長、いいですか、発言は。

○副委員長（大平伸二君） 前に一般質問でやっていますので大丈夫です。

○委員長（板津博之君） るる、今、皆さんから御意見いただきまして、私も地元を見ますと、本当にミニ開発的にのり面でちょっとむちゃな工事をしている箇所も何カ所か見受けられますので、やはり川上委員が言われたように当委員会としてしっかりと調査をして、3月に間に合うか、ちょっと大変スケジュール的に厳しいところもあるかとは思いますが、何かしら、この委員会ないしは可児市議会として動向を注視しながら意見書の提出までこぎつけられればいいかなというふうには思っておりますので、またそれにつきましては、正・副委員長で方向性を定めてやっていきたいというふうに思っております。

では、この件については、ほかに意見なければ終了とさせていただきます。

続きまして、協議事項(2)委員会視察についてを議題といたします。

その前に、先ほど新火葬場の視察の件を可茂衛生施設利用組合事務局長のほうから先に言われてしまったんですけれども、皆さんの御都合を前もって聞くことをしなかつたので恐縮なんですけど、改めて申し上げますと、3月4日月曜日になりますけれども、時間のほうが大体午後2時ごろで予定をしております。委員の皆様はもちろん行っていただきたいものです。

から、今のところ御都合はよろしかったですかね。

もちろんほかの委員外議員の皆さんにも御案内をして、行ける方は一緒に同行していただくという形になろうかと思えます。

バスで当日は現地まで行きまして、現地で説明を聞きながら施設の視察という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。改めてまた御案内はさせていただきますのでお願ひいたします。

午後2時ぐらいということで、若干前後するかもしれませんが、また改めてお時間はお知らせをいたしたいと思えます。

それで、委員会の行政視察についてであります、もうなかなか任期も残り少ない中で、もし行くのであれば4月ごろを考えておるんですけども、これまで副委員長ともいろいろ、事務局とも話をしながら、例えば自治会加入についての先進地的なものがあればそういったところということも考えたんですけども、なかなか市民部長に聞いても、それがうまくいっているという事例がないという話もあるというのが1つと、あと、もちろん明智光秀の大河ドラマというのも、現状ではうちの所管に係る部分もあるものですから、観光という部分で、そういったところも考えたんですけど、総務企画委員会で既にもうドラマ館等へは視察に行っているということで、正直申し上げて、具体的な視察地が今なかなか出てこないということでもあります。

もし4月に行くのであれば今月中ぐらいにはしっかりと決めて、先方にオファーしないとなかなか4月に行くということは厳しくなってくるんで、きょうは行政視察に行くか行かないかも含めて皆さんにお諮りをしたいなということで、きょう議題に上げさせていただいております。いかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） 委員長を責めるわけじゃないですよ。だけど、やっぱりスキームどおりに1月、2月に企画しないと、もうこの時期は僕はやめたほうがいいと思う。

なぜかと言うと、3月29日告示の前期の統一地方選挙が入って、後期は前倒しになっているんですね。それで、14日告示の21日、21日が投開票ですから、後期は。それで、年号の準備があって、10連休があって、もう多分、議会報告会も含めて考えると無理だと思います、日程的に。それに、逆に4月に申し込むのは、さすがに我々これだけ受け入れている立場からすると絶対やめたほうがいいです。本当に疑われるような気がします。4月に申し込むというのは、さすがに統一地方選挙の前半・後半があって、やっぱり元号もあるし、10連休も控えているしという中ではやめたほうがいいと思えます。時期的にやめたほうがいいと思う。僕は個人的には思えます。

○委員長（板津博之君） あと、もちろん時期的な部分は大変私も無理だなと思っていたんですけど、遠方でなくて、例えば日帰り視察ぐらいであれば単発で行けなくもないものですから、このテーマでは一回ここへ行ったほうがいいという部分があれば、そういった日帰り視察というのも行けなくはないかなとは思っているんですけども。

○委員（川上文浩君） じゃあ、やっぱりテーマをもうちょっとみんなで探して結論を出すと

ということで、10 連休以降にもしあればというところしかできないと思うので、例えばこの委員会ですと、次の委員会ではなく次期議会とかに申し送るために、これは必要だし、やっておくべきだというのであればやっぱり組んだ方がいいというふうに思いますし、もしそれでなければ、皆さん方の委員さんの意見を聞きながらどうするかを決定すればいいんじゃないかなあというふうには思います。

○委員長（板津博之君） という意見が出ましたが、皆さん、いかがですか。

○委員（伊藤健二君） リニア中央新幹線の現場を見に行くというのはどうでしょうか。

○委員長（板津博之君） 山梨県ということですか。

○委員（伊藤健二君） 山梨県まで行かなくてもいいもので、それじゃあ日帰りできんから、遠過ぎて。県内で見られるところといたら、受け入れ側との関係は全然わからないよ。来てくれると言われるかもしれないけど、それはともあれとして、もう掘り始めて現実にやっているわけだから、その現状を直接見ておくと、大森がどういう格好になるかというのは極めてわかりやすいと思います。だから、そういう点でいうと、あらかじめ見るだけでも価値はある。中津川市の山口工区と瑞浪市の日吉、つつつと行って帰ってくる。それぐらいは見ておいて損じゃないと思うし。

○委員長（板津博之君） いずれにしても、きょうここで結論は出せませんので、今、方向性としては、川上委員の言われたような形で 10 連休明けに行くなら行くということで、ただ、その候補地については皆さんからもなるべく早い段階で意見をいただく。正・副委員長直接でもいいですし、サイボウズに上げていただくというふうでも構いませんので、当てがないのに行くということではできませんので、その辺は委員の皆さんからぜひここへ行きたいというような部分があれば行きたいと思っておりますので、いろいろその辺はまた御意見を出していただくように御協力をお願いしたいと思います。よろしいですか。

ほかにこの件について。

○委員（渡辺仁美君） 可否は別として、あと期日も全く別として、行政視察の希望を 1 つ申し上げてよろしいでしょうか。

先ほどの太陽光などの設置物に関連して環境条例などを発令している自治体があれば、そういったところも希望をいたします。希望だけです。

○委員長（板津博之君） 渡辺委員には申しわけないんですけども、そういったところも御自身で調査をしていただいて、できれば、こういうところがありますんでということで御提案をいただくと正・副委員長としても非常にありがたいというところですので、時間はないんですけども、それは委員会のメンバーとして、ぜひ自助努力をされて調査・研究をして御提案をいただきたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（川上文浩君） これでまだ確定じゃなくて、委員会所管が移動する可能性が高いときに、やはりこの委員会としてちゃんとまとめ上げたものを総務企画委員会のほうに、こうこうでここを注意して行ってほしいというようなことを 4 月 1 日からは、メンバーはかわりませんので、メンバーはかわらずに所管だけ移動するという話になるので、ちょっとまと

めて、引き継ぎをしっかりとしてもらって、我々が今までやってきた観光の部分とか経済の部分とかをしっかりとやっていただきたいというようなものをちょっと3月議会中にまとめて、総務企画委員会のほうに申し送っていただきたいというふうに思いますが、そういった機会もまた委員会でつくっていただければというふうに思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○委員（酒井正司君） 申し送られてきたことで1つ抜けているのは、先ほど委員長がおっしゃったように自治会加入の問題だけが取り上げられていないんですよね。触れていないんですよね。だから、この辺をどう扱うか、また提案したいと思いますけど、皆さん、やっぱりこれは大事にしなければいかんと思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

結果的に視察以外のことも入っていますけれども、もし委員会として今後という部分で何かほかになれば、この場をおかりしてお聞きしますけれども、なければ、今お聞きしたことについては副委員長とまたしっかり詰めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、本日の案件は全て終了いたしました。以上で建設市民委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時28分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 2 月 14 日